

## 議第65号

三島市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例案

(三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

**第1条** 三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「前項の規定に」を「同項の規定に」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の5第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「当該の」を「当該」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4

条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

第14条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第 1 項中「にあつては」を「には」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第 1 項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第 6 項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第 5 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あつては」を「には」に改める。

附則第 3 項中「（三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年三島市条例第19号。以下「条例第19号」という。）附則第 3 項の規定に該当する者を除く。）」を削り、「第 5 条の 3 まで」の次に「及び附則第 8 項から第14項まで」を加える。

附則第 4 項中「（条例第19号附則第 4 項の規定に該当する者を除く。）」を削り、「第 5 条の 2」の次に「及び附則第10項」を加える。

附則第 5 項中「（条例第19号附則第 5 項の規定に該当する者を除く。）」を削り、「第 5 条」の次に「又は附則第 9 項」を加える。

附則第 7 項中「平成34年 3 月31日」を「令和 7 年 3 月31日」に改める。

附則に次の 7 項を加える。

- 8 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は附則第 8 項」とする。

- 9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。
- 10 三島市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 11 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3」とする。
- 12 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の5の規定の適用については、第5条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年から20年」とあり、及び第8条の5第1項第1号中「定年から20年」とあるのはそれぞれ「60歳から15年」とする。
- 13 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に

退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 14 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第2条** 三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「、新条例」を「、三島市職員の退職手当支給に関する条例」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中三島市職員の退職手当支給に関する条例第10条第 4 項及び附則第 7 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定 公布の日

(2) 第 1 条中三島市職員の退職手当支給に関する条例第10条第11項第 5 号の改正規定 令和 4 年10月 1 日

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員に対する第 1 条の規定による改正後の三島市職員の退職手当支給に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。」とする。

3 新条例第10条第 4 項の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に同条第 4 項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

三島市長 豊岡 武士